

一般社団法人日本地震工学会定款（案）

第1章 総 則

- （名称）
- 第1条 当法人は、一般社団法人日本地震工学会と称する。
その英文名は、Japan Association for Earthquake Engineering (JAEE) とする。
- （主たる事務所）
- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区芝5丁目26番20号に置く。
2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
- （目的）
- 第3条 当法人は、地震工学および地震防災に関する学術・技術の進歩発展をはかり、もって地震災害の軽減に貢献することを目的とする。
その目的に資するため、次の事業を行う。
- (1) 地震工学及び地震防災に関する調査研究とその振興
 - (2) 地震工学及び地震防災に関する研究発表会の開催
 - (3) 地震工学及び地震防災に関する会報・論文集及び研究成果等の発行
 - (4) 地震工学及び地震防災に関する文献・資料の収集及び活用
 - (5) 地震工学及び地震防災に関する学術・技術・教育の振興及び普及
 - (6) 地震工学及び地震防災に関する講演会・講習会・展覧会・見学会などの開催、その他広報活動
 - (7) 地震工学及び地震防災に関する国内外との学術・技術の交流
 - (8) 地震工学及び地震防災に関する業績の表彰
 - (9) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- 2 前各項の事業の実施地域は日本国内及び海外とする。
- （公告）
- 第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

- （会員種別と資格）
- 第5条 会員の種別及び資格は、次の3種とする。
- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 法人会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
 - (3) 学生会員 在学中の当法人の目的に賛同して入会した個人
- 2 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申込むものとする。
- 3 第1項(1)(2)(3)の3種の会員とは別に、当法人の目的達成に多大の貢献をした者、又は地震工学あるいは地震防災に関する学術・技術の進歩発展に功績顕著な者に、社員総会の議決を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。
- （入会の可否の決定）
- 第6条 第5条第1項(1)(2)(3)の3種の会員は、理事会において定める会員規則の基準により、理事会の決議において入会の可否を決定し、これを本人に通知する。
- （法人の社員）
- 第7条 第5条第1項(1)(2)の会員（正会員・法人会員）をもって、当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- （会員の権利）
- 会員の権利は、次のとおりとする。

- 第8条 (1) 正会員及び法人会員は社員総会における議決権をもち、社員総会に出席して意見を述べることができる。
(2) すべての会員は、会報等により情報提供を受けることができる。
(3) すべての会員は、委員会等の学会活動に参加することができる。

(経費等の負担)

- 第9条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
2 会員は、理事会において別に定める会員規則に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会したとき。
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
(4) 1年以上会費を滞納したとき。
(5) 除名されたとき。
(6) 社員総会の同意があったとき。

(退会)

- 第11条 会員で退会しようとするものは、会費を完納したうえ、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会できる。

(権利の停止)

- 第12条 会費の不納が6ヶ月以上に及ぶ者は、理事会の決議により第8条第1項の(2)(3)に定めた会員の権利を停止することができる。

(除名)

- 第13条 会員が次の各号のひとつに該当するとき、社員総会の議決総数の3分の2の特別議決を経て、除名することができる。
(1) 当法人の名誉を傷つけ、又はこの会の目的に反する行為のあるとき
(2) 当法人の定款または規則に違反する行為のあるとき。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、開催日より2週間前までに各社員に対して発する。
3 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
(1) 理事会で必要と認めたとき。
(2) 監事が必要と認めたとき。
(3) 社員総数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を書面に示して請求があったとき。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。
2 社員総会に欠席する社員は、議決権の行使を他の出席の社員に委任することができる。但し、代理権を証明する書面または電磁的記録を、当法人に提出しなければならない。又この場合前項の出席した社員とする。
3 社員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(議長)
第17条 社員総会の議長は会長がこれにあたる。また会長が欠けたときは副会長、理事の順でこれにあたる。

(議事録)
第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設置等)
第19条 当法人に、次の役員を置く。
理事 8名以上20名以内
監事 1名以上2名以内
2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
3 理事のうち、理事会の決議により1名を会長とし、1名以上4名以内を執行理事とする。
4 理事会は執行理事の中から、1名以上3名以内で副会長と、1名の専務理事を置くことができる。また副会長と専務理事は兼任できない。
5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係のあるものを含む。)の総数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事については2名選任の場合は、配偶者又は3親等以内の親族(その他当該監事と政令で定める特別の関係のあるものを含む。)であってはならない。
6 監事は、理事及び事務局職員を兼ねることができない。

(理事の職務権限)
第20条 理事は、理事会を構成し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び本定款で定めるところにより、その職務を執行する。
2 会長は当法人を代表し、また一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、その職務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を掌理し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を執行する。
4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、その職務を執行する。
5 会長及び副会長、並びに専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)
第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)
第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2 理事は重任及び再任を妨げない。
3 前第2項に関わらず、会長は重任できない。
4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)
第23条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる議決数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員は無報酬とする。

2 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、通常理事会と臨時理事会とし、すべての理事をもって構成し、会長を議長とする。

3 通常理事会は、毎年4回以上開催する。

4 臨時理事会は、会長が必要と認めたときのほか、監事及び理事から請求があったとき開催する。

5 会長が必要と認めた者は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び執行理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事及び監事から議事録署名人を2名選出し、署名人が議事録に署名する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第7章 資産および会計

(財産管理)

第31条 当法人の財産の管理・運用ならびに会計は、会長及び専務理事が行うものとし、その方法は別に定める財産管理運用規則による。

(利益の会員への分配禁止)

第32条 当法人の収入及び財産は、会員に分配することはできない。

(経費の支弁)

第33条 当法人の経費は、会費・資産または事業から生ずる収入寄付金その他の収入をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予算にない事業への資金準備・補正予算）

第35条 当法人の事業計画及び収支予算を変更する場合は、臨時に社員総会を開催して、臨時社員総会で議決する。

（決算）

第36条 当法人の決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、下記記載の(1)(2)(3)の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

（事業報告）

第37条 当法人の事業報告については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、下記記載の(1)(2)の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書

（決算書類の公示）

第38条 当法人は前項の定時社員総会終結後、直ちに貸借対照表を公告する。

（長期借入金）

第39条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

（重要な財産の処分と譲り受け）

第40条 当法人が重要な財産の処分、又は譲り受けを行うとすると、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。

（会計原則）

第41条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第8章 定款の変更、法人の合併・解散等

（定款の変更）

第43条 本定款の変更は、理事会において出席者の3分の2以上、かつ社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決を経なければならない。

（合併・事業の譲渡・廃止）

第44条 当法人は、社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決により、他の公益的な事業を行う団体との合併、事業の全部または一部の譲渡および廃止をすることができる。

（解散）

第45条 当法人の解散は、理事会において出席者の3分の2以上、かつ社員総会において総社員の議決権数の3分の2以上の議決を経なければならない。

（解散時の残余財産の処分）

第46条 当法人が解散等に清算するとき有する残余財産の処分は、前条による議決を経て、この会の目的に類似の公益法人の公益的な事業を行う団体、または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第47条 当法人の事務を処理するため事務局を設ける。

（事務局の組織運営）

第48条 事務局の組織及び運営について必要な事項は会長が定め、理事会に報告する。

第10章 規則

（規則）

本定款施行に必要な事項のうち、以下の各号に示すものは、理事会の議決により別に定め、社員総会に報告する。

第49条 (1) 一般規則
(2) 会員規則
(3) 財産管理運用規則
(4) 総会規則
(5) 理事会規則

（規程）

第50条 本定款及び前条で定める規則以外で、当法人の運営に必要な事項は規程として理事会の議決により別に定める。

（法令の準拠）

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他法令に従う。

第11章 附則

本附則は、当法人設立後削除することができる。

（初年度の事業年度の期間）

第52条 当法人の設立初年度の事業年度は、法人登記手続きが完了して法人として成立した日を事業年度の開始日とし、平成22年3月31日を事業年度の終了日とする。

（設立時の社員）

第53条 設立時社員の氏名は次の通りである。

設立時社員 1 濱田政則
設立時社員 2 久保哲夫
設立時社員 3 武村雅之

以上、一般社団法人日本地震工学会のため、設立時社員濱田政則、同久保哲夫及び同武村雅之は、本定款を作成し、これに署名する。

本定款を作成し、設立時社員が次に署名押印する。

平成 年 月 日

(住所) _____

設立時社員 (氏名・濱田政則) _____

(住所) _____

設立時社員 (氏名・久保哲夫) _____

(住所) _____

設立時社員 (氏名・武村雅之) _____

以下余白